

船橋市立医療センター医師の赴任に伴う民間住宅賃貸借契約にかかる費用の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市立医療センターにおいて、新たに採用された常勤医師（以下「医師」という。）の赴任（職員の旅費に関する条例（昭和26年船橋市条例第59号）第2条第3号に規定する赴任をいう。以下同じ。）に伴う民間住宅の賃貸借契約にかかる費用の助成について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 医師が赴任に伴い民間住宅を賃貸借契約した場合、当該契約にかかる礼金及び仲介手数料（以下「礼金等」という。）を合わせて160,000円を限度として助成する。

2 前項の「賃貸借契約」の期間は、その契約の始期が医師が赴任の事実を知り得た日から赴任を命ぜられた日の1月後までの間にあるものをいう。

3 前項の「赴任の事実を知り得た日」が明らかでないときは、医師が赴任を命ぜられた日の6月前の応当日をもってその事実を知り得た日とみなす。

4 前項までの規定に関わらず、新たに締結された賃貸借契約により、新在勤公署までの通勤時間、通勤距離、通勤費用のいずれか2要件以上を増大させる契約にあっては、これを助成の対象としないことができる

(請求手続)

第3条 礼金等にかかる費用の助成を受けようとする医師は、所定の請求書に賃貸借契約書及び領収書又は礼金等の受け渡しがあったことを確認できるもの（礼金等の金額が明示されたもの）の写しを添えて病院事業管理者に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年8月1日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日以降の赴任に伴う民間住宅の賃貸借契約にかかる費用の助成に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。